

随意契約理由書			
工 事 名 及 び 工 事 番 号	高知県立県民文化ホール吸収冷温水機冷却水系チューブ交換工事 工文振第 7 - 4 号		
工 事 場 所	高知県立県民文化ホール 高知県高知市本町 4 - 3 - 30		
工 事 概 要	高知県立県民文化ホール吸収冷温水機冷却水系チューブの交換		
請負対象金額	10,092,060円(税込)		
契 約 年 月 日 (予 定)	令和 7 年 1 2 月 1 2 日	契 約 金 額	9,075,000円(税込)
契約の相手方 の商号・住所	荏原冷熱システム株式会社 四国営業所 所長 中村 将人 香川県高松市伏石町2151-2		
随 意 契 約 と す る 理 由	本業務では、吸収冷温水機本体の内部部品である冷却水系チューブの交換を実施する。 既存の吸収冷温水機本体は、荏原冷熱システムが独自に設計、製作したものであり、部品においても独自開発である。 そのため、既存設備の規格・仕様に合致した部品を用いて交換工事を行えるのは、荏原冷熱システム株式会社しかいないため、当事業者と随意契約を行う。 (契約事務の適正化要綱第2の1の(2)のサに該当)		
根 拠 規 定	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号		

- 注：1 委託業務にあつては様式中の「工事」は「業務」と、「請負対象金額」は「委託対象金額」とする。
- 2 「随意契約とする理由」は、随意契約としなければならない理由、相手方選定理由を具体的に記載する。
- 3 「根拠規定」は、地方自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当するかを記載する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合には、この様式を作成する必要はない。